

平川市長 殿

申請者住所	〒
申請者氏名	
法人代表者氏名	
店舗等住所	
店舗等名称	
担当者氏名等	
連絡先電話	

平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書

平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付要綱に基づく支援金の交付を受けたいので、下記に記載の事項について相違ないことを誓約するとともに、4. 誓約事項の全てに同意し、同要綱第5の規定により申請します。なお、支援金の交付決定及び額の確定がなされた場合には、支援金を指定の口座に振り込むよう依頼します。

記

1. 交付申請額（水道光熱費等の内訳。5. 添付書類確認に示される書類（確定申告書類又は令和4年中に支払った水道光熱費等の金額がわかるもの。）に記載された金額のうち、市内事業所に係るものの金額を記載してください。）

該当する科目及び金額							
電気料		円	㉞	重油代		円	㉟
水道料		円	㉟	小計 (㉞~㉟) (※1)		円	①
下水道料		円	㊱				
ガス代		円	㊲	車両燃料費		円	②
灯油代		円	㊳				
合計額 (①+②)						円	③
算定額 (③×1/10又は1/11) (※2、※3)						円	
交付申請額 (※4)						円	

- (※1) 確定申告書類において㉞~㉟の金額を一括で計上するなど、科目別の金額が不明である場合は、㉞~㉟の欄を空白とし、合計金額を小計欄に記載してもかまいません。
- (※2) 千円未満の端数は切り捨てとなります。
- (※3) 令和3年12月31日までに事業を開始した事業者は③×1/10の額を、令和4年1月1日以降に事業を開始した事業者は③×1/11の額を記載します。
- (※4) 算定額又は2. の支援金上限額のいずれか低い額を記入します。

2. 支援金上限額確認（いずれか1つを選択し、□にチェックを入れてください。）

事業者区分	個人事業者又は従業員数 (※5) 10人未満の法人	従業員数 (※5) 10人以上 30人未満の法人	従業員数 (※5) 30人以上の法人
支援金上限額	<input type="checkbox"/> 100,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円	<input type="checkbox"/> 500,000円

(※5) 確定申告書類に記載された市内事業所に勤務する者の人数、又は市内事業所に勤務する従業員数を証明する書類で区分します。

裏面（次のページ）もご記入ください。

3. 振込先口座

金融機関	金融機関名		本・支店名										
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>									
(フリガナ)													
口座名義													

4. 誓約事項

- 私（弊社）は、平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付要綱第3に規定する支援対象者の要件をすべて満たしています。
- 提出した書類に記載された内容は全て事実であり、相違ありません。
- 私（弊社）及び世帯員全員（申請者が個人事業者の場合のみ）は、住民税等の滞納はありません。また、市が保有する公簿等によって収納状況を確認することに同意します。
- 支援金の交付後、平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付要綱第7に該当したときは、速やかに支援金を返還します。

5. 添付書類確認（添付書類のチェック欄としてお使いください。）

事業開始時期を問わず、共通して添付していただく書類	
<input type="checkbox"/>	預金通帳（金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義等がわかるページ）の写し
※市外に住所を置く事業者の場合、必要（個人事業者の場合は、世帯員全員分が必要です。）。	
<input type="checkbox"/>	住民税等の滞納がないことを証明する以下のいずれかの書類
	・ 納税証明書
	・ 滞納がないことを証明する書類（完納証明書、非課税証明書など。名称はお住いの市町村によって異なります。）
令和3年12月31日までに事業を開始した方に添付していただく書類	
<input type="checkbox"/>	確定申告書類の写し（※6）
	・ 個人事業者は、令和3年の確定申告書（又は住民税申告書）及び青色申告決算書（又は収支内訳書）。
	・ 法人は、法人税確定申告書（別表一）、法人事業概況説明書、損益計算書（水道光熱費等の額がわかるもの）及び平川市に係る法人市民確定申告書（第二十号様式）。対象の確定申告書類は、事業開始時期により、以下のとおりとなります。
	→令和3年4月30日までに事業を開始した場合は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に事業期間の終期が到来する期間に係るもの。
	→令和3年5月1日以降に事業を開始した場合は、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に事業期間の終期が到来する期間に係るもの。
（※6）收受日付印又はe-Taxの受信通知があるものに限りします。	
水道光熱費等について、確定申告書類に水道光熱費や燃料費以外の科目で記載した場合、その金額がわかるもの（通帳、領収書又は総勘定元帳等）の写し。（※7）	
<input type="checkbox"/>	・ 個人事業者は、令和3年中に支払った水道光熱費等の金額がわかるもの。
	・ 法人は、上記の事業期間に支払った水道光熱費等の金額がわかるもの。
（※7）支払先、支払内容、支払時期、支払金額が確認できるものに限りします。また、領収書は領収印のあるものに限りします。	
令和4年1月1日以降に事業を開始した方に添付していただく書類	
<input type="checkbox"/>	事業開始時期などを証明できるものの写し
	・ 個人事業者は、開業・廃業等届出書又は営業証明書。
	・ 法人は、法人設立届出書及び市内事業所に勤務する従業員数を証明する書類（雇用保険関連書類等）。
<input type="checkbox"/>	令和4年中に支払った事業に係る水道光熱費等の金額がわかるもの（通帳、領収書又は総勘定元帳等）の写し。（※8）
（※8）支払先、支払内容、支払時期、支払金額が確認できるものに限りします。また、領収書は領収印のあるものに限りします。	